

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	機軸(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	機軸(プロジェクト)の名称
070010	補助金活用施設の処分の自由化	補助金適正化法第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	C		補助金により取得された財産の処分の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源から特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 したがって、補助事業者である地方公共団体のみを判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。											1262	1262060	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る、このため、同法第22条中「政令で」とあるのを「市町村の条例で」と改める。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
070020	納税貯蓄組合活性化特区(納税貯蓄組合)の目的の拡大	納税貯蓄組合法第2条第1項	納税貯蓄組合法において「納税貯蓄組合」とは、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行なうことを目的とする。	D-1		納税貯蓄組合法第2条第1項は、納税貯蓄組合の「納税道義の高揚を図る事業」の実施を制限するものではなく、現状においても、納税貯蓄組合は正しい「税の理解者・協力者」の拡大、中学生の「税についての作文」の募集の拡充、税の広報活動の積極的拡充、租税教育推進協議会への積極的加入及び日常活動としての租税教育活動の推進といった納税道義の高揚を図る事業を実施しているところである。	右の提案主体の意見について回答された。		D-1		再検討要請に対する回答中、「組合の事務に必要な」その他欠くことができない事務費に該当するかを個々の事務費ごとに判断することとなる。」とは「納税道義の高揚を図る事業」に要した事務費が納税貯蓄組合法第10条第1項の事務費に該当するものとしてよいと考えるが、その判断を示していただきたい。」「については、納税貯蓄組合法第10条第1項に定める「組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費」に該当するかを個々の事務費ごとに判断することとなる。	右の提案主体の意見について回答された。		D-1		納税貯蓄組合法第10条第1項において、地方公共団体は、その予算の範囲内において、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な事務費を補うための補助金を交付することができることとされている。	1211	1211011	納税貯蓄組合法で限定的に定義されている組合の目的について、「納税道義の高揚を図る事業」を明記し、より幅広い活動を可能とするともに、このような事業も補助金の交付対象とする。	鳥取県納税貯蓄組合総連合会、鳥取県	納税貯蓄組合活性化特区
070030	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第10条第1項、第14条第1項、地方道路税法第5条、第6条	揮発油を製造場から移出する者は、その移出する揮発油全量に対して揮発油税の納税義務を負う。ただし、揮発油の製造者が新たな揮発油の原料とするための揮発油をその新たな揮発油の製造場に移出する場合には、揮発油を製造場から移出する者が一定の手続きを行うことを要件として、例外的にその移出の段階での課税を免除している(未納税移出免税制度)。	C		揮発油税は、揮発油が製造場から移出された揮発油の全量に対して課税することとされている。ご要望のような制度を採用すれば、E3の製造者は製造場から移出するE3全量に対して本来負うべき納税義務を負わず、混合したエタノール分しか負わないこととなる。これは、揮発油税法の根本的な課税原則を覆すもので、このようなご要望を採用することは困難であるため、現行の未納税移出制度を活用していただき二重課税を回避していただくようお願いしたい。	E3の原料となるガソリンを移出する者が未納税手続きを申告しやすくする方を講ずることはできないが、この点を踏まえ再度検討し回答された。	C		現行の未納税移出制度においては、税の保全上、免税とする揮発油を特定する必要があり、E3製造者双方に必要最低限の手続きをお願いしており、E3製造者の手続のみにより免税にするのは困難。したがって、現行の未納税移出制度を利用していただくようお願いしたい。(注)現行の手続においては、「揮発油税未納税移出揮発油移入通知兼移入届出書兼移入証明」1枚のみを作成していただくことになっている。							1147	1147010	揮発油税法第14条第1項に規定されている「未納税移出」手続きの簡素化	岡山県、勝山町、久世町	「地産地消」のE3ガソリン」社会実験事業
070030	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第14条の(未納税移出)の製造者以外の非課税手続き又は、揮発油税法第14条の(未納税移出)以外の非課税手続き	揮発油を製造場から移出する者は、その移出する揮発油全量に対して揮発油税の納税義務を負う。ただし、揮発油の製造者が新たな揮発油の原料とするための揮発油をその新たな揮発油の製造場に移出する場合には、揮発油を製造場から移出する者が一定の手続きを行うことを要件として、例外的にその移出の段階での課税を免除している(未納税移出免税制度)。	C		揮発油税は、揮発油が製造場から移出された揮発油の全量に対して課税することとされている。ご要望のような制度を採用すれば、E3の製造者は製造場から移出するE3全量に対して本来負うべき納税義務を負わず、混合したエタノール分しか負わないこととなる。これは、揮発油税法の根本的な課税原則を覆すもので、このようなご要望を採用することは困難であるため、現行の未納税移出制度を活用していただき二重課税を回避していただくようお願いしたい。	E3の原料となるガソリンを移出する者が未納税手続きを申告しやすくする方を講ずることはできないが、この点を踏まえ再度検討し回答された。	C		現行の未納税移出制度においては、税の保全上、免税とする揮発油を特定する必要があり、E3製造者双方に必要最低限の手続きをお願いしており、E3製造者の手続のみにより免税にするのは困難。したがって、現行の未納税移出制度を利用していただくようお願いしたい。(注)現行の手続においては、「揮発油税未納税移出揮発油移入通知兼移入届出書兼移入証明」1枚のみを作成していただくことになっている。							1191	1191010	本市では、ガソリンにエタノールを3%混合した燃料で新庄市や山形県の公用車により、環境にやさしいバイオマス由来燃料のE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会の実証に取り組んでいる。現在は、E3ガソリン混合燃料を取り扱っている給油所が市の委託を受けて事業を進めており、小規模廃棄物取扱所でガソリンに3%のエタノールを混合している。E3製造の原料ガソリンには揮発油税等がすでに課税されており、エタノールを混合した後は、ガソリンも含めた総量に揮発油税等が課税され地元税務署に申告している。揮発油税法第14条では、(未納税移出)ということで揮発油の製造者の移出に係る揮発油税の免除についてのみ制度となっているため、給油所対応では出来ないものである。地球環境にやさしい地域循環型社会づくりとして地域に広めていくためにも地域の主体的なバイオエタノールの自動車燃料への利用のためには、E3製造と利用者の立場から地域の実情に応じた課税手続が行えるよう特例を求めるものである。現在、E3燃料全体への揮発油税の申告を行なっているがその際、課税済みガソリンの控除申請を受け付けていただき、未納税移出に準ずる取り扱いを特区として申請するものです。	山形県新庄市	バイオマス由来燃料による地域循環構想
070040	公売制度の弾力化	国税徴収法第115条	国税の公売の買受代金の納付期限は、売却決定の日であり、税務署長が必要と認めるときは延長することができる(国税徴収法115)。 不動産の公売処分による登記については、不動産登記法により官庁が登記所に嘱託しなければならないこととされている。	C		租税債権は、その特質から優先権及び自力執行権が与えられており、早期・確実に徴収し、税務行政に対する国民の信頼を確保しなければならず、このような観点から、国税の公売による買受代金の納付期限の延長についても、公売手続の公正・公平な執行及び滞納者の権利保護を確保しなければならないと考える。 不動産の公売処分による登記については、不動産登記法により官庁が登記所に嘱託しなければならないこととされており、国税の公売処分による権利移転等の登記嘱託について、運用により民事執行法第82条の規定に準じた手続を行うことはできない。	納付期限の延長により公売市場の拡大が図られるメリットは大きいと考えられるところ、右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し、回答された。	C		ご意見は地方公共団体が行う公売制度の改善に関するものであり、国の公売制度に関するものではないため、財務省の所管ではなく、回答する立場にない。							1047	1047030	国税徴収法第115条第2項に定める買受代金の納付期限の延長が最大10日と規定されているのを「30日程度」に延長すること。 住宅ローン等の資金融資を行った場合、金融機関の担保権設定と公売執行機関の行う所有権移転登記の整合性を図る為、民事執行法82条の規定に準じた運用を実現する。	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想
070050	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	所得税法第78条、所得税法施行令第217条	構造改革特区推進のための基本方針において「従来型の財政措置は講じない」とされていることであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とならない。	C		貴省の対応策の「構造改革特区推進のための基本方針において「従来型財政措置は講じない」とされており、当該要望は検討要請事項の対象とならない。」という点につきましては、地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がります。地域単位の学校としての健全な財政基盤の確立につながることを、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることと提案しているものです。また、当区の課業は、独立行政法人の行う義務(学校の管理・運営を加えるもの)であり、他の独立行政法人と何ら性格を異にするものではありません。これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないとご理解いただき、「地方独立行政法人への寄付に対する税制措置」について、「15年度税制改正の中で講じる対象に加えていただけますよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。	右の提案主体の意見について回答された。	C		本要望については、まずは文部科学省における地方独立行政法人法の中での位置づけなどについての検討がなされ結論を得ることが先決であり、税制上の取扱いについては、このような文部科学省における具体的な検討結果を踏まえて、必要に応じて検討を行うべきであり、現段階における回答は困難。いづれにせよ、本要望は「従来型の財政措置」にあたり、検討要請事項の対象にはならない。							1200	1200140	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	東京都杉並区	新しいタイプの(小中一貫校)の創設

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	機軸(プロジェクト)管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	機軸(プロジェクト)名称				
070120	酒税についての納税申告の簡素化	酒税法第30条の2、第30条の4	○酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、課税標準数量、酒税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出しなければならない。 ○申告書を提出した酒類製造者は、申告に係る酒類を移出した日の属する月の末日から2月以内に酒税を国に納付しなければならない。	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしているところであり、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。			C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしているところであり、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。							1033	1033021	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区			
070130	酒税についての記帳義務の簡素化	酒税法第46条	○酒類製造者等は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。	D-1	-	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後の確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務を課しているところであり、酒類製造者は、酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行していただくことが必要である。なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に関し記帳ができない事項(例えば仕込み前後の容器の液面までの深さなど)については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。												1033	1033022	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区			
070140	輸出貨物の車上通関時における「車上扱い願書」提出の不要化・包括化	関税法第67条、第67条の2	通常の出発通関では、車両等で輸送された貨物を保税蔵置場内に搬入した後に輸出通関を認めているが、「車上通関扱い」とは、輸出しようとする貨物を保税地域内の車両上に積載したままの状態輸出通関を認める取り扱いである。	C	-	「車上通関扱い」を行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっており、その移動等が容易であり、かつ、申告時の貨物確認が不十分となる恐れがあるため、取締り上の観点から、事前に「願書」の提出を求めているものである。「車上通関扱い」が可能かどうか適切に確認を行う必要があることから、その廃止等は困難である。	提案のうち、包括事前審査を認められ、かつ車上通関の実績がある業者については、包括事前審査が認められている期間と同期間は「車上扱い願書」の提出を不要としてもよいのではないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	輸出申告における包括事前審査を認められた貨物については、原則としてNACCS(通関情報処理システム)のオンライン端末での輸出申告後即時許可となることを考えると、個々の貨物ごとに必ず行われる輸出申告とは別に、事前に書類で「車上扱い願書」を提出させる必要性が疑問です。また、包括事前審査扱い以外の貨物の車上通関においても、保税地域での搬入・搬出確認や輸出申告等は車上通関以外の一般貨物と同様に行われることから、貨物管理の観点から「願書」の事前提出が必要ということであれば、現状の包括事前審査扱い貨物の場合と同様に1ヶ月分をまとめた事前提出でも足りるのではないだろうか。			1. 輸出申告は、原則として貨物を保税地域に搬入・搬出後に行うこととなっているが、「車上通関扱い」は迅速な通関が必要な航空貨物の特殊性に鑑み特例的に認められているものである。 2. 「車上通関扱い」を行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっており、その移動等が容易であり、かつ、申告時の貨物確認が不十分となる恐れがあるため、取締り上の観点から、事前に「願書」の提出を求めているものである。「車上通関扱い」が可能かどうか適切に確認を行う必要があることから、その廃止等は困難である。	C	法令上の範囲内でそれぞれ航空港や港の特徴を踏まえ、各税関の裁量によって一部手続き業務の簡素化を行うことは可能なのか示された。また、平成17年度関税改正に関する関税・外国為替等審議会答申において、「コンプライアンスの優れた者」について、貨物を保税地域に入れること(輸出申告を行い、許可を受ける制度を導入すること)のような簡素化につながるような提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。							1. 適正な通関を確保しつつ、迅速な通関を実現することが税関の重要な使命である。このため、輸出申告は、原則として貨物を保税地域に搬入・搬出後に行うこととしているものであるが、近時の米国におけるテロ対策の強化等の輸出通関に係るセキュリティ強化等の状況鑑み、車上通関扱い願書の提出を不要とし、提出期限の延長や行先の異なる事後の簡素化等を行うことは不可ではない。 2. 適正かつ迅速な通関を確保する観点から、関係法令の範囲内でそれぞれの航空港や港の実情を踏まえ、適正な通関を確保できる範囲で一部手続きの簡素化を行っているところである。成田空港における航空貨物に係る「車上通関扱い」はこの一例であるが、これは成田空港の貨物取扱区域に限り適用であることを踏まえ極めて例外的に認めているものである。 3. 「車上通関扱い」を行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっており、その移動等が容易であり、かつ、申告時の貨物確認が不十分となる恐れがあるが、このような貨物についても適正かつ迅速な通関を実現するためには、その状況を把握する必要があることから、事前に「車上通関扱い願書」の提出を求めているものである。 4. 包括事前審査は、同一貨物を継続的に輸出する場合に、当該輸出貨物の内容を事前に審査するものである。また、実際の輸出時における貨物の状況は、引き続き輸出申告時に審査されている。したがって、包括事前審査は、適用貨物について即時許可を決定するものではなく、輸出される貨物の積載状況に関する「車上通関扱い願書」とは別のものである。また、包括事前審査を適用された貨物であっても「車上通関扱い願書」の事前提出は必須と考える。 5. なお、コフライアンスの優れた輸出者についての輸出通関制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化への対応を同時に達成するものであり、一定のコフライアンス要件を満たす輸出者の貨物であって、当該貨物を輸出者の自施設等(工場)から船舶・航空機へ輸積み・積載するまでの間の一貫した貨物管理が適切に行われること等を条件に、当該自施設等において輸出通関を認められるものである。したがって、今後、この輸出通関制度が導入されれば、当該制度が適用される輸出貨物については、通関のために保税地域に搬入する必要がなくなりますが、これは、他の貨物の通関に係る「車上通関扱い」とは直接の関係はない。	1201	1201020	現在成田空港では、均質貨物、巨大重量貨物、精密貨物又は包括事前審査制度の適用を受ける貨物の輸出について車上通関が認められているが、このうち包括事前審査を認められている事業者については、車上通関時の税関への「車上扱い願書」の提出を不要とし、それ以外の事業者については、「車上扱い願書」の提出を1ヶ月単位とする。(注)「車上扱い願書」の提出は、原則その都度行なわなければならない。ただし、包括事前審査を認められ、かつ車上通関の実績がある事業者については、現状でも1ヶ月単位での提出が認められている。	千葉県	国際空港特区
070150	税関手続の取扱い	関税法第107条、関税法施行令第92条、第1項、財務省組織規則第343条第1項及び第10項	貨物の輸出又は輸入の許可等に係る税関長の権限は、各税関官署の長に委任されているため、貨物の輸出又は輸入の申告はこれら税関官署の長に対して行う必要がある。	C	-	関税法等に基づき、関税等の適正な徴収や輸入手続の適正な処理を確保するため、輸出入申告に際しては、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署において、申告から許可までの手続を行う必要がある。	輸出入申告が貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外になされた場合、どのような理由で適正な処理が確保できないのか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	保税蔵置場の許可においては、関税徴収や輸入手続きの適正な処理を確保するため管轄税関官署から約2.5km以内とされている。同様に取締り上支障がない一定距離の範囲内という条件を付けても、税関官署の管轄区域外にある貨物の輸出入申告を管轄区域内の事業所から受けつけることで、税関官署の申請窓口としての利便性を高め通関業者等の税関手続に要する負担を軽減していただきたい。			関税等の公平かつ適正な賦課徴収や輸入手続の適正な処理を確保するためには、税関への輸出又は輸入の申告、検査及び許可という一連の通関手続において、関税法等に基づく(関税等の確定、納付、徴収等が行われ、必要に応じ、仕入書等の添付書類に基づき(申告内容の確認(審査)、申告書記載の貨物と現品との同一性の確認(検査)や他法令の規定に基づき(許可、承認等の確認を行わなければならないことから、税関は対象貨物を管轄下において同一の税関で一貫して審査・検査を行う必要がある。	C	先意見で述べさせていただいたように一定距離内の条件付きで管轄区域外にある貨物に係る管轄区域内の場合であっても、申告から許可までの一連の手続を申告を受けた官署が一貫して行うことは可能ではないでしょうか。事業者の立場に立つと、営業所の近くに税関官署があるにもかかわらず、わざわざ遠い方の官署に申告を行わなければならないのは、やはり不合理を感じるを得ません。						1201	1201010	輸出入申告は、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に行うことが可能となっており、また、添付書類は税関手続申請システム(CuPES)により電子的に提出することが可能となっている。今後、輸出申告についても、税関手続等の負担軽減を図っていくこととする。	千葉県	国際空港特区		
070150	税関手続の取扱い	関税法第107条、関税法施行令第92条、第1項、財務省組織規則第343条第1項及び第10項	貨物の輸出又は輸入の許可等に係る税関長の権限は、各税関官署の長に委任されているため、貨物の輸出又は輸入の申告はこれら税関官署の長に対して行う必要がある。	C	-	関税法等に基づき、関税等の適正な徴収や輸入手続の適正な処理を確保するため、輸出入申告に際しては、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署において、申告から許可までの手続を行う必要がある。	輸出入申告が貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外になされた場合、どのような理由で適正な処理が確保できないのか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	保税蔵置場の許可においては、関税徴収や輸入手続きの適正な処理を確保するため管轄税関官署から約2.5km以内とされている。同様に取締り上支障がない一定距離の範囲内という条件を付けても、税関官署の管轄区域外にある貨物の輸出入申告を管轄区域内の事業所から受けつけることで、税関官署の申請窓口としての利便性を高め通関業者等の税関手続に要する負担を軽減していただきたい。			関税等の公平かつ適正な賦課徴収や輸入手続の適正な処理を確保するためには、税関への輸出又は輸入の申告、検査及び許可という一連の通関手続において、関税法等に基づく(関税等の確定、納付、徴収等が行われ、必要に応じ、仕入書等の添付書類に基づき(申告内容の確認(審査)、申告書記載の貨物と現品との同一性の確認(検査)や他法令の規定に基づき(許可、承認等の確認を行わなければならないことから、税関は対象貨物を管轄下において同一の税関で一貫して審査・検査を行う必要がある。	C	先意見で述べさせていただいたように一定距離内の条件付きで管轄区域外にある貨物に係る管轄区域内の場合であっても、申告から許可までの一連の手続を申告を受けた官署が一貫して行うことは可能ではないでしょうか。事業者の立場に立つと、営業所の近くに税関官署があるにもかかわらず、わざわざ遠い方の官署に申告を行わなければならないのは、やはり不合理を感じるを得ません。							1271	1271060	輸出入申告書などの、税関長への提出が義務づけられている書類の取扱いについては、関税法第百七条、および関税法施行令第九十二条第一項第一号により、税関長から税関支署長に権限が委任されている。このため、川崎港で輸出入するため、港内(川崎港)の保税地域に搬入された貨物についての輸出入申告書の場合、横浜税関本関(横浜税関長)ではなく、川崎税関支署(川崎税関支署長)に提出することとされているが、これを横浜税関本関でも受付できるような、横浜税関本関と川崎税関支署間で書類の受付先を選択できるような取扱を要望する。	神奈川県横浜市	国際物流特区	
070160	通関業務の時間外手数料の見直し	構造改革特別区域法第29条、構造改革特別区域法施行令第5条	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出貨物又は運搬することができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける臨時開庁承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれる場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき、その構造改革特区において臨時開庁手数料に関する特別措置が適用される。	B-1	-	インランド・デボについても年間365回以上の臨時開庁承認実績があること、インランド・デボにおける利用者の利便性の向上又は施設利用の促進などによる貿易の振興に資するための施策が講じられること等の要件を満たす場合には臨時開庁手数料の軽減を認める方向で検討し、平成16年度中に措置するものとする。																	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携特区	